

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社日専連中標津発行の「日専連ギフト（五百円、一千円）」につきましては、令和7年7月31日（木）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフトをお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払い手段の種類

（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフト（五百円、一千円）

2. ご利用終了日

令和7年7月31日（木）

3. 払戻しの申出期間

令和7年8月1日（金）～令和7年10月31日（金） 受付時間は、午前9時30分から午後5時（土、日、祝は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

株式会社中標津まるせんに未使用の（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフトを持参してください。枚数及び金額を確認のうえ、その場で現金と交換いたします。（先着順全額払い）

※持参できない場合

- ・お申し出いただく方の住所、氏名、連絡先を株式会社中標津まるせんまで電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と払戻申請書を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフトを同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用の（株式会社日専連中標津発行）日専連ギフトを確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用しません。

5. お問い合わせ先

株式会社中標津まるせん

〒086-1123 北海道標津郡中標津町西三条北一丁目五番地一 電話（0153）72-2000